一般社団法人 日本バーテンダー協会

運営細則

第1章　総則

（目的）

第1条 本細則は、一般社団法人 日本バーテンダー協会(以下、「協会」という。)が、定款に基づく会務の執行と業務の円滑な運営を具体化する為の規則を定めることを目的とする。

（組織構成）

第2条 定款第2条2項に基づき、次の8地区に本部を置く。北海道本部、東北本部、関東広域本部、中日本本部、関西本部、中国本部、四国本部、九州本部

2. 各本部は、管轄下の各都道府県に理事会の議決を経て都道府県支部を設置することができる。

第2章　会員資格及び会員の権利義務

（会員の権利及び義務）

第3条 会員は定款第3条に定める目的を遵守する義務と全ての事業に参加する権利を有し、協会が主催又は推薦する研究会、集会その他の行事に参加することができる。

2. 正会員は、協会が行う各種の研修を受講し、各種資格認定試験を受け、協会が認定する資格を取得することができる。
3. 正会員は、一般社団法人に関する法律上の会員として自覚し、法令及び定款の遵守並びに協会の目的を達するための事業に積極的に参加しなければならない。
4. 正会員は、飲食物の調理並びにカクテルの調酒技術に習熟し、バーテンダーとして飲料文化の発展とカクテルの普及に貢献しなければならない。
5. 一般会員に関しては、別に定める運営細則附則 一般会員規定に準ずる。
6. 賛助会員に関しては、別に定める運営細則附則 賛助会員規定に準ずる。

（入会手続）

第4条 定款第5条及び第6条に基づく会員の入会手続きは、次のとおりとする。

(1) 正会員入会希望者は、協会ホームページで定款、運営細則を承認して、入会申込書に所定の項目を記入の上、写真と本人確認書類を添えて会長に申し込まなければならない。
(定款第3章第5条(1)参照)

(2) 協会は、正会員の入会申込書を受理、入会金と年会費の入金を確認後、入会申し込み完了通知を申込者に送付し、正会員バッジを交付する。

(3) 入会申し込み内容に虚偽や漏れがあった場合、又は協会が会員として不適切と判断した場合は申し込みを承諾しないことがある。

(4) 正会員は、協会が別に定める資格認定試験を受験することができる。

(5) 正会員で資格認定試験受験希望者は、受験資格を確認の上協会に申し込み、受験料を支払うこと。

2. バーテンダー以外で協会の活動、事業、及び目的に賛同する者は、一般会員になることができる。

(1) 一般会員入会希望者は、協会ホームページで定款、運営細則、及び一般会員規定を承認して、入会申込書に所定の項目を記入の上、写真と本人確認書類を添えて会長に申し込まなければならない。
(定款第3章第5条(2)参照)

(2) 協会は一般会員の入会申込書を受理、入会金と年会費の入金を確認後、入会申し込み完了通知を本人に送付し、コムラード会員証と一般会員バッジを交付する。

(3) 入会申し込み内容に虚偽や漏れがあった場合、又は会員として不適切と判断した場合は、申し込みを承諾しないことがある。

3. 法人格を所有する企業で、協会の活動、事業、及び目的に賛同する者は、賛助会員になることができる。

(1) 全国賛助会員入会希望者は、協会ホームページで定款、運営細則、及び賛助会員規定を承認して、入会申込書に所定の項目を記入の上、協会三役と渉外局によって面談、協会三役によってその可否を審議し、その結果を入会申し込み完了通知にて通達する。(定款第3章第5条(3)参照)

(2) 本部賛助会員入会希望者は、協会ホームページで定款、運営細則、及び賛助会員規定を承認して、入会申込書に所定の項目を記入の上、本部三役と渉外部によって面談、協会に報告する。協会三役によってその可否を審議し、その結果を入会申し込み完了通知にて通達し、本部に連絡する。

4. 正会員の入会申込書に記載された住所(自宅、勤務先)、勤務先名、姓名等に変更があった場合は、協会ホームページを通して速やかに変更の内容を会長に届け出なければならない。
   (1) 一般会員の自宅住所、姓名が変更となった場合は、協会ホームページを通して速やかに会長に届け出なければならない。
   (2) 全国賛助会員の社名、担当者、住所、電話番号等が変更となった場合は、協会ホームページを通して速やかに会長に届け出なければならない。
   (3) 本部賛助会員の社名、担当者、住所、電話番号等が変更となった場合は、協会ホームページを通して速やかに会長に届け出なければならない。
5. 正会員である個人が個人事業主である場合、定款第3章第5条(1)に定める個人正会員の要件を満たす従事者等を雇用している際には、当該個人事業主である個人会員は、法人登録した正会員と同様に記名式にて要件を満たす従事者等を会員登録できることとする。

(入会金及び会費)

第5条 定款第7条経費の負担義務については、入会金及び年会費とする。また、その額については、ほかに規定のない限り理事会の決議を経て会員総会に提案しその承認を得ることとする。

2. 正会員は、入会金3,000円、年会費18,000円とし、入会金は入会時、会費は事業年度ごとに納入しなければならない。年度途中での入会者は年会費を月割りにて算出する。
3. 一般会員は、入会金2,000円、年会費12,000円とし、入会金は入会時、会費は事業年度ごとに納入しなければならない。年度途中での入会者は年会費を月割りにて算出する。
4. 全国賛助会員は、入会金10,000円、年会費120,000円とし、入会金は入会時、会費は初年度に3年分、その後は事業年度ごとに納入し、年度の途中入会の場合は年度末までの月割りで算出した会費に加えて3年分を納入することとする。退会後3年間の再入会は不可とする。
5. 本部賛助会員は、入会金5,000円、年会費60,000円とし、入会金は入会時、会費は初年度に3年分、その後は事業年度ごとに納入し、年度の途中入会の場合は年度末までの月割りで算出した会費に加えて3年分を納入することとする。退会後3年間の再入会は不可とする。
6. 本部賛助会員は、当該本部エリアにのみ事業所がある法人であることを入会条件とし、その活動は、本部エリア内限定とする。
7. 定款第11条の定めにより、既納の入会金、会費、及びその他の拠出金品は、いかなる場合も返還しない。
8. 協会は、有事その他の理由により、協会三役の承認をもって会費を減免することができる。

(任意退会)

第6条 定款第8条に定めるとおり、協会を任意に退会しようとする全ての会員は、協会ホームページの会員ページより速やかに会長に退会届を提出しなければならない。

2. 会員が退会するとき、正会員は会員バッジを、一般会員はコムラード会員証及び一般会員バッジを協会に返還しなければならない。
3. 年会費の納入月末日から1か月経過すると自動退会とするが、その翌月中に年会費を納入した場合、退会取り消しとする。それ以降は退会処理を取り消すことはできず、年会費を納入することはできないが、月割り会費を納入し再入会とすることはできる。また、年会費を分割で納入する会員は、自動引き落としがされない日より10日間はシステム上再引き落としができるが、それ以降はシステム上会費の納入がキャンセル扱いとなり分割納付はできない。その場合残りの会費を少なくともその年度に関しては一括納入とすることで退会扱いとはしないが、納付書が送られてから1か月経過すると自動退会となる。

(退会勧告)

第7条 会員が定款第9条の除名に該当するような行為を行った場合は、会員総会に除名決議を諮る前に当該会員に対し会長が退会を勧告することができる。

(除名)

第8条 定款第9条により会員の除名決議を会員総会に諮る場合は、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

2. 定款第 9 条 4 号の除名すべき正当な事由には、次の各号が含まれる。
（1）役職を詐称した場合。
（2）理事会の許可なく当協会の名称及び組織を利用して個人的な営利を目的とする行為を行った場合。
（3）理事会の許可なく私的な書面配布又はデジタル配信により協会の組織活動を乱した場合。
3. 除名処分となった者は、協会が授与した顕彰は効力を失い、表彰状、盾、徽章を返還しなければならない。

第 3 章 役員その他の機関

（役員候補者の資格）
第 9 条 定款第 25 条の役員の候補者は、協会に 15 年以上在籍し、本部長、都道府県支部長、代表評議員である者又はこれらの経験者であることとする。
2. 本部長及び常任幹事長は全国理事とし、会長の推薦により本部役員若しくは経験者の中から選出し、理事会の決議により選任する。また、本部長及び常任幹事長の候補者が複数名いる場合も同様の決議により選任することとする。
3. 本部役員は、本部長の推薦により都道府県支部役員若しくは経験者の中から選出し協会に提出、理事会の決議により選任する。
4. 都道府県支部役員は、都道府県支部長の推薦により同都道府県支部所属の正会員の中から選出し所属本部において協会に提出、理事会の決議により選任する。

（理事の選任方法）
第 10 条 理事は、本細則第 9 条の資格条件を満たし、協会枠の定数及び本部別に定められた定数に従い、会長並びに本部から推薦された候補者の中から会員総会が決議した者を選任する。

（代表評議員候補者の選出と職務）
第 11 条 定款第 23 条代表評議員の選出は、協会の定める本部ごとの定数により推薦された候補者の中から会員総会の決議により選任する。
2. 本部は、協会が定めたのちの運営細則第 18 条、第 19 条の定めのとおり、本部役員の中から本部長の指名により代表評議員候補者の選出を行ない会員総会に提案する。
3. 定款第 19 条の会員総会に出席できない会員の議決権の代理行使について、各地域の意見集約と会員総会提案事項の説明者として代表評議員が任務することができる。ただし、委任状に記名されることを条件とする。
4. 代表評議員の任期は 2 年とし再任は妨げない。

（役員の選任及び兼任）
第 12 条 会長は、理事の互選により理事会にて選定する。
2. 会長候補者が複数の場合は、各候補者は理事 7 名以上の推薦状を添えて理事会に提出し、出席理事の投票による選挙を行なう。ただし、得票数が過半数に達しない場合は上位 2 名の決選投票により選出する。
3. 会長は、他の役職を兼任できないこととし、専務理事、副会長、常務理事は他の役職を兼務することができることとする。
4. 専務理事(1 名)、副会長(2 名以上 5 名以内)、常務理事(8 名以内)は、会長が指名し会員総会に報告する。
5. 専務理事は、筆頭副会長とする。
6. 代表評議員が定款第 25 条の役員に選任された場合はその役職を解き、当該本部において新たに代表評議員を選出しなければならない。

（職務）
第 13 条 定款第 27 条により、会長は、協会の代表理事としてその業務を総理する。
2. 専務理事は、会長を補佐し、協会の常務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合は、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
4. 常務理事は、業務執行理事として協会の業務を分担執行する。
5. 理事は、理事会を構成し、定款及び本細則並びに理事会及び会員総会の決議に基づき職務を執行する。

6. 監事は、定款第 28 条に定める職務上の調査において理事の職務執行並びに協会の業務及び財産管理に異常を認めた場合は、速やかに会長又は理事会に報告しなければならない。（役員の任期）

第 14 条 全国役員の任期は、定款第 29 条の定めによるが、再任された場合でもその任期は 3 期 6 年までとする。本部役員、都道府県支部役員の任期も全国役員と同様とする。

2. 専務理事、副会長、常務理事、局長、委員長、本部長、常任幹事長が 3 期 6 年務めて退任し、役職を変更した場合、理事の再任は妨げない。
3. 役員及び代表評議員の定年を 65 歳とし、定年を迎えた誕生日以降に迎える事業年度末日を定年日とする。
4. 役員及び代表評議員がその役職を 3 期 6 年務めて退任し、かつ当該会員が定年に達してなく、次の 1 事業年度内に定年に達しない場合は、運営細則第 11 条 4 項に定められた役員選出の規定にのっとり役員及び代表評議員に選出することができる。ただし、役職は前役職と同職は認められない。
5. 監事の定年を 65 歳とし、定年を迎えた誕生日以降に迎える事業年度末日を定年日とする。任期は役員及び代表評議員同様 3 期 6 年までとする。

（役員の解任）

第 15 条 役員が次の各号に該当する場合は、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の決議により定款第 31 条の定めにより、当該役員の解任を会員総会に提案することができる。

(1) 心身の故障のため会務の遂行に支障をきたすと認められた場合。
(2) 職務上の義務違反及び協会役員としてふさわしくない行為があると認められた場合。

（役員の報酬等）

第 16 条 定款第 32 条の役員報酬については、会議を除き、長時間にわたる作業を伴う会務に限り別に定める規定に沿って報酬を支払う。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 本条 2 項に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。

（業務組織）

第 17 条 協会は、次の各号に定める局及び委員会を置き、それぞれに定める業務を担当する。

(1) 総務局
各局と連携した情報の集約及び協会の年間行事日程の把握とタイムテーブルの作成。本部並びに都道府県支部との事務連絡並びに会議議事録の作成、その他の庶務及び協会事務局の管理。

(2) 財務局
会費の収納、経費の支出、帳簿諸表の管理、及び各局、委員会の決算報告確認、協会の収支決算報告書案並びに予算書案の作成、財産の管理その他財務、会計に関する事務処理。

(3) 管理局
事務局と連携し、会員の入会手続き、会員登録業務の管理、及び実行。財務局と連携し、会費入金状況の確認。総務局と連携し、役員の任期、定年の確認、及び代表評議員、全国バーテンダー技能競技大会出場選手枠の定数等の管理業務。顕彰対象者の洗い出しと収集、集約、及び資格認定試験受験資格の確認。

(4) 技術研究局
カクテルを中心とする飲料等の調酒、調理に関する研究とそれに基づく研修会の実施。
全国バーテンダー技能競技大会の開催、賛助会員各社の商品研究や調酒知識の啓発等、会員の技術と資質向上のために必要な研究及び事業の実施。

(5) 渉外局
賛助会員各社や友好団体との連絡交渉並びに共催事業の企画立案。協会主催の行事、研究会等に必要な外部資料の収集と会員への提供、及びイベント会場の選定と交渉。賛助会員各社の商品情報紹介と普及に関する事業の実施。

(6) 広報局
報道機関の取材、調査等への協力、並びに協会機関誌、協会ホームページによる協会の目的や事業内容に関する広報活動の実施。協会機関誌の編集、発行、並びに定款第 4 条 2 項に定める出版物等の編集及び刊行。本部並びに都道府県支部等、地域の協会運営組織活動報告書の監修。

(7) 検定試験委員会
次に定める資格認定試験の実施と合格者に対する認定、及び資格証書の発行。各種資格認定試験に関連する講習会並びに研修会の開催及び試験問題の作成。

① バーテンダー呼称技能認定試験
② インターナショナルバーテンダー呼称技能認定試験

(8) 顕彰委員会
協会の組織活動を通じて、協会並びに業界の発展向上に寄与した会員を顕彰。各顕彰項目に沿って顕彰方針を立案し理事会に提出、申請書類を審査し、顕彰に価する会員を理事会に推薦。

2. 国際バーテンダー協会(IBA)業務、世界大会への選手派遣、その他 IBA との連絡については全て協会直轄とする。
3. 本条1項の各局及び委員会に、会長の指名により理事の中より局長又は委員長各1名を置く。ただし、各局長及び委員長については、他の役職との兼任を妨げない。
4. 協会の事業計画に沿って新しい局並びに委員会を理事会の決議により随時設置することができる。
5. 協会が設置する本部については、協会各局と同様の各部を設けることとする。
6. 協会役員、本部役員、都道府県支部役員は、お互いをまたいで役員を兼任することはできない。
7. 本部が設置する都道府県支部については、総務部、技術研究部、広報部を設けることができる。ただし、いずれもこれらの部を設置した場合は、書面により協会に報告する。
8. 撮影班については、会議、大会、イベント等、会長が必要と判断した場合、撮影班として最大4名まで任命することができる。旅費交通費等、必要経費は協会が負担する。

(本部役員)

第18条 定款第25条に定める役員のほか、各本部には次の役員を理事会の決議により置くことができる。

本部長	1名
常任幹事長	1名
副本部長	2名以上4名以内
常任幹事	6名以内
- 総務部長	1名
- 財務部長	1名
- 管理部長	1名
- 技術研究部長	1名
- 広報部長	1名
- 渉外部長	1名
会計書類確認者	2名

2. 本部長は、全国理事とし、他の役職を兼務できないこととする。
3. 常任幹事長、副本部長、常任幹事は他の役職を兼務することができることとする。
4. 常任幹事長は、筆頭副本部長、本部検定試験委員とし、全国理事とする。
5. 財務部長、技術研究部長は代表評議員とする。
6. 運営細則第18条、第19条に沿って本部の代表評議員を指名しても代表評議員定数に余剰がある場合は、副本部長、常任幹事、副部長の順にて理事会に推薦を行う。
7. 常任幹事長(1名)、副本部長(2名以上4名以内)、常任幹事(6名以内)は、本部長が指名し、理事会に推薦を行う。
8. 常任幹事は、業務執行常任幹事として本部の業務を分担執行し、各業務担当部長とする。
9. 各業務担当部署において、必要に応じて副部長、部員を置くことができ、人数制限は設けない。
10. 会計書類確認者は、常任幹事の職務執行並びに本部の業務及び財産管理に異常を認めた場合、速やかに本部長又は本部運営審議会議に報告しなければならない。

(都道府県支部役員)

第19条 各都道府県支部に、本部運営審議会議より推薦のあった次の役員を理事会の決議をもって置くことができる。

支部長	1名
幹事長	1名
副支部長	2名又は3名
幹事	3名以内
- 総務部長	1名
- 技術研究部長	1名
- 広報部長	1名
スクワッドリーダー	各エリアに1名

2. 都道府県支部長は、代表評議員であることとし、他の役職を兼務できないこととする。
3. 幹事長、副支部長、幹事は他の役職を兼務することができることとする。
4. 幹事長は、筆頭副支部長とする。
5. 幹事長(1名)、副支部長(2名又は3名)、幹事(3名以内)は、都道府県支部長が指名し、本部に推薦したのち本部から理事会に報告を行う。
6. 幹事は、業務執行幹事として都道府県支部の業務を分担執行し、各業務担当部長とする。
7. 各業務担当部署において、必要に応じて副部長、部員を置くことができ、人数制限は設けない。
8. 都道府県支部において、支部運営を円滑かつ活発に運営するために必要と判断した場合、都道府県支部にエリアを設置することができる。
9. 都道府県支部でエリアが必要かどうかの判断は、本部が主導して行い理事会の承認を必要とする。
10. 協会にエリア設置を認められた地域には、そのエリアにスクワッドリーダーとしての人員を任命し、都道府県支部名簿に記載する。
11. スクワッドリーダーの任期は協会規定に準じるが、代表評議員の権利は有しない。
12. あくまで都道府県支部の運営を滞りなく行うための、地域コミュニティーとしてのエリア設置なので、同地域又は近隣にエリアを複数設けることはできない。しかしながら、エリアを設けるにあたり会員数のバランスを取るために隣接したエリアを設置することは認める。
13. エリアの中に役員は置かない。
14. 会員数が極少の地域には、都道府県支部の依頼と本部の裁量で連絡会員を任じることができるが、エリアとはしない。連絡会員は、都道府県支部役員名簿には記載せず、あくまで協会からの情報を共有し運営に停滞が起きないようにするのを目的とする。

(名誉会員及び顧問、相談役)

第20条 名誉会員は、会長、専務理事、副会長を退任した者、及び学識経験者の中から選出する。顧問、相談役及び特別顧問は、名誉会員の中から選任し、いずれも理事会の決議により推挙する。会員総会に報告の上会長が委嘱し、いずれも任期を2年間とするが再任は妨げない。定款第33条の定めにより、名誉会員の中から顧問2名以内及び相談役3名以内を置くことができる。会長が業務上必要とした場合において特別顧問を置くことができる。顧問、相談役は75歳を定年とし、定年を迎えた誕生日以降に迎える事業年度末日を定年日とする。
特別顧問は、会長任期中のみの委嘱とし定年は特に設けない。

2. 本部に顧問2名以内、相談役3名以内を置くことができる。ただし、本部の顧問、相談役と協会名誉会員との重複はできない。本部の顧問、相談役は本部要職を退任した正会員の中から、いずれも理事会の決議により置くことができる。本部の顧問、相談役の定年については、協会と同規則とする。
3. 都道府県支部に、顧問、相談役を置くことはできない。

(協会公認審査員)

第21条 国際競技大会及び全国バーテンダー技能競技大会、次世代バーテンダー育成の全国コンペティションの審査員は、協会公認審査員とする。

2. 協会公認審査員は、会長、専務理事、副会長、常務理事、本部長をもって充てることとするが、大会において協会公認審査員の数が不足する場合、本条4項により審査員を会長が任命する。
3. 協会公認審査員の任期は2年とし、再任は妨げない。
4. 会長が特に必要と判断した場合は、関連団体に審査員の派遣を要請することができる。
5. 本部予選会においては、上記公認審査員を最低1名、残りは現職の本部役員から副本部長、常任幹事の順で選出のこと。審査員が所定の人数に達しない場合、協会と協議の上協会が審査員を派遣する。

第4章　会議

(会議の種類)

第22条 定款第12条に定める会員総会、第35条に定める理事会のほか、会長、専務理事、副会長による三役会議、及び三役会議の構成員と常務理事、本部長、各局長、委員長により構成する企画運営会議、並びに各局長、委員長による局長会議を置く。

2. 会長、専務理事は、必要に応じて役員会を招集することができる。
3. 本部に役員会を置き、新年度開始時には本部運営審議会議を開催する。
4. 本条1項及び3項の会議は、会員総会提出議案、協会の目的を達するための事業企画立案、日常会務の執行について協議し決定することができる。

（議長）
第 23 条 本部は、その他定款に定めのない会議における議長の選任については定款第 16 条及び第 38 条を、また、決議については定款第 18 条及び第 39 条を、議事録については定款第 22 条及び第 42 条をそれぞれ準用する。

（資産及び会計）
第 24 条 資産及び会計については、定款第 43 条から第 47 条の規定に従う。

第 5 章　顕彰

（顕彰）
第 25 条 別に定める協会顕彰規定に該当する会員を顕彰する場合は、顕彰委員会の推薦により理事会で決議し会長が顕彰する。
2. 協会が会員に対して行った顕彰は、会員が退会した時点で効力を消失するものとする。特に、定款第 3 章第 9 条、運営細則第 2 章第 8 条、第 6 章第 28 条に反し退会した場合、顕彰の効力を消失し、かつ授与した楯、メダル、バッジ等は返還しなければならない。

第 6 章　雑則

（運営細則の改正）
第 26 条 本運営細則の改正は、理事会の決議によることとし、改正した場合は遅滞なく機関誌及び電磁的広報により会員に通知し、かつ直近の会員総会において報告しなければならない。協会各種規定については、協会三役同意の上随時更新できるものとする。

（個人情報の取り扱いに関する事項）
第 27 条 協会は、正会員の個人情報を保護するため、日本の法令その他の規範を遵守する。
正会員は、協会が以下の業務を行なうことを目的として、保護措置を講じた上で正会員の個人情報を取り扱うことに同意するものとする。ただし、次の各項の内容について変更する場合には、事前に正会員に対し通知する。
2. 協会が、会員管理及び正会員に対する各種特典の提供等、正当な事業活動を運営するために必要な姓名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等の正会員が入会申し込み時及び入会後に届け出た事項や申告した内容等の個人情報を取得、利用すること。
3. 次に示す、協会事務局の正当な事業活動を運営するための業務に関すること。
(1) 正会員資格の継続更新手続き案内。
(2) 本規定遂行にかかわる事項。
(3) 市場調査及びアンケート調査の実施。
(4) 協会が全国で開催するイベント等の案内や景品の送付。
(5) その他、何らかの理由で正会員に連絡をとる必要が生じた場合。
4. 本条 1 項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、個人情報の提供に関して会員等の同意を必要としないものとする。
(1) 法令に基づく場合。
(2) 国の機関若しくは地方公共団体の委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要な場合であり、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

（反社会的勢力の排除）
第 28 条 協会正会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、その排除に向けて相互協力するものとする。
(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会させること。
(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
① 協会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
② 偽計又は威力を用いて協会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（その他）

第 29 条　正会員の制度変更、廃止、改定、並びに本規定の変更については理事会で定めるものとし、その効力は全ての正会員に及ぶものとする。理事会は、正会員制度を変更、廃止、改定した場合、適宜正会員に告知するものとする。

2. 正会員規定に基づく権利又は法律関係には、日本国の法令を適用するものとする。
3. 協会と正会員との間で本規定に関連する紛争が生じた場合は、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとするが、訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
4. 本規定に定めない事項及び運営上必要な事項は、協会の目的に沿ってその都度理事会が定めるものとする。

附則

1. この運営細則は、2024 年 10 月 28 日から施行する。